

青森県報

第三千二百六十六号

平成二十二年
七月二十三日
(金曜日)

目次

告示

障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の指定の辞退

..... (障害福祉課) : 一

道路の区域の変更..... (道路課) : 一

道路の供用の開始..... (同) : 二

公告

政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表..... (総務学事課) : 二

建設業者の許可の取消し..... (東青地民局) : 二

告 示

青森県告示第四百九十一号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定により、次の

1	図面 番号	道路 種類の	路線名	変更の区間		変更の 前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
国 道	二八〇号	青森市大字清水字浜元四五の一から 青森市大字内真部字平岡九〇の二まで		後	前	一七・七〇メートルから 一〇・〇〇メートルまで	一七・七〇メートルから 一二・二〇メートルまで	六五・五〇メートル	六五・五〇メートル

指定自立支援医療機関（精神通院医療）がその指定を辞退したので、同法第六十九条第三号の規定により公示する。

平成二十二年七月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 辞 退 年 月 日
アーチ調剤薬局油川店	青森市大字羽白字沢田三六の一三	平成三・八一

青森県告示第四百九十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十二年八月二十二日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十二年七月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第四百九十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十二年八月二十二日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十二年七月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
国道二八〇号	青森市大字清水字浜元四五の一から青森市大字内真部字平岡九〇の二まで	平成三・七三

公 告

政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表

平成二十二年四月から同年六月までの間の政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の概要を次のとおり公表する。

平成二十二年七月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

政府調達に係る苦情の申立てはなかった。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十二年七月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 東北基礎工業株式会社
 - 二 代表者の氏名 高杉 廣司
 - 三 主たる営業所の所在地 青森市松森三丁目一七の八
 - 四 許可番号 青森県知事許可（般 二〇）第九八六号
 - 五 取消年月日 平成二十二年六月二十三日
 - 六 取消しに係る建設業の許可
 - 七 取消しに係る建設業の許可
- 土木、とび・土工工事業に係る一般建設業の許可
- 取消しの原因となった事実
- 平成二十二年六月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

（発行所・発行人） 青森市長島一丁目一番一号 青 森 県	（印刷所・販売人） 青森市第一問屋町三丁目番七七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円一銭
------------------------------------	--	------------------------------